

学校教育法の一部を改正する法律案の概要

専門職大学院制度の創設

【現行】・研究者養成を主とした大学院の目的規定

【改正後】・大学院の目的として、高度専門職業人養成を明確化
・高度専門職業人養成に特化した「専門職大学院」を創設
・専門職大学院修了者には「専門職学位」を授与

設置認可制度の見直し

【現行】・学部等の設置は全て国が認可

【改正後】・授与する学位の種類・分野を変更しないなど一定の要件を満たす学部等の設置については認可不要（届出制に移行）

大学に対する第三者評価制度の導入

【現行】・大学設置後の質の保証は自己点検・評価など各大学の自己努力

【改正後】・大学関係者等による評価機関（国が認証）が、
大学の全学的な教育研究等の状況
専門職大学院の状況（各分野ごと）
について定期的に評価・公表

違法状態の大学に対する是正

【現行】・私立大学に対する是正措置は「学校閉鎖命令」のみ

【改正後】・大学の自主性を尊重し、改善勧告・変更命令など段階的な是正措置を整備
・事前に審議会に諮問